

佐賀県規則第 20 号

佐賀県公文書館管理規則の一部を改正する規則

佐賀県公文書館管理規則（平成 24 年佐賀県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（職員）</p> <p>第 4 条 公文書館に、<u>館長その他必要な職員</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>（職務の代行）</p> <p>第 5 条 館長が不在のときは、<u>館長があらかじめ指名する職員</u>がその職務を代行する。</p> <p>2 略</p> <p>（館長の専決事項）</p> <p>第 6 条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>（職員）</p> <p>第 4 条 公文書館に、館長を置く。</p> <p><u>2 公文書館に、副館長、係長その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4 副館長は、館長を補佐し、公文書館に関する事務を整理する。</u></p> <p><u>5 係長は、上司の命を受けて、公文書館の事務の一部を処理する。</u></p> <p>（職務の代行）</p> <p>第 5 条 館長が不在のときは、<u>副館長</u>がその職務を代行する。</p> <p>2 略</p> <p>（館長の専決事項）</p> <p>第 6 条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。